

平成 20 年度

第 2 回 芦屋の里浜づくり実行委員会

『アダプト制度』

平成 21 年 3 月 21 日

目 次

1. アダプト方式とは.....	1
2. 事例	2
2.1 神奈川県綾瀬市公共用地美化活動支援事業（アダプト制度）	2
2.2 栃木市「道路等のアダプト」制度	3
2.3 東京都稲城市三沢川親水公園『フラワーフレンズ榎戸』	4
2.4 白川里親協定（アダプト制度）	5
2.5 福岡県クリーンリバー推進対策事業	9

1. アダプト方式とは

アダプトとは英語で「養子縁組をする」といった意味があり、一定区画の公共の場所（道路、公園、河川、海浜など）を養子にみたくて、市民や民間企業などが里親となって定期的に美化・清掃活動等を行うよう契約し、環境やその機能の維持・向上を図ることを目的とした制度のことで、行政がこれを支援します。

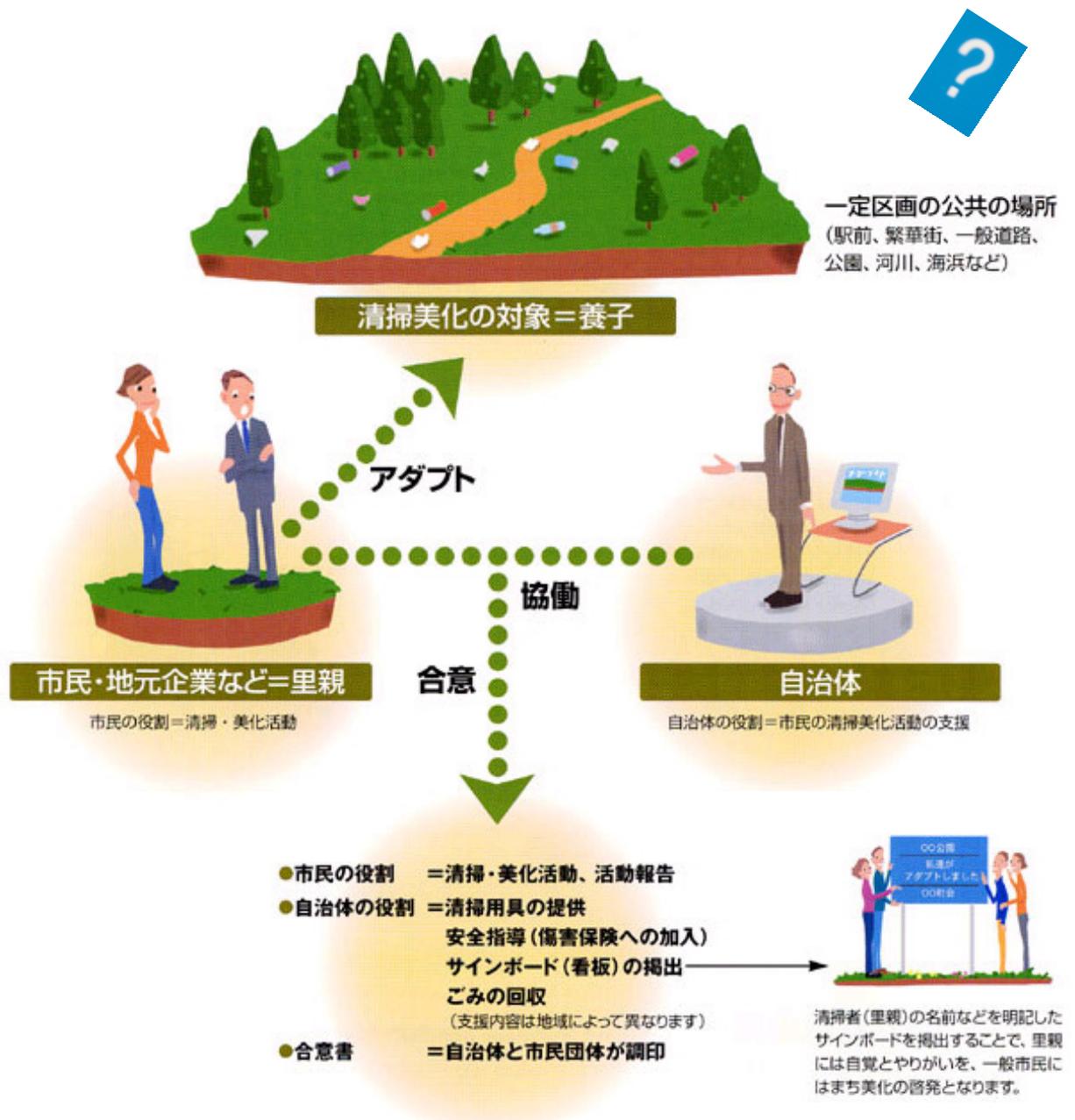


図 1.1 アダプト方式のイメージ図

2. 事例

2.1 神奈川県綾瀬市公共用地美化活動支援事業（アダプト制度）¹

「公共用地美化活動支援事業」（アダプト制度）参加者募集！！

「綾瀬をゴミのない 花がいっぱいの そして美しくきれい！」と市民一人ひとりが望んでいます。

そこで、身近にある道路、水路、河川、公園、緑地などを自主的に美しくきれいにする活動を行う方を支援するため、アダプト制度「綾瀬市公共用地美化活動支援事業」を実施しています。

これまで道路や水路、公園などの美化活動を行っている団体や個人の方、また、今後、美化活動をしたいという多くの方の参加を募集しています。

（アダプト制度とは）

活動する方が道路や公園などの公共用地において、清掃や花植えなどの美化活動を行うことをいいます。

活動する方と市が活動区域を決め、両者の合意に基づき、協働で管理していくしくみです。

この制度は、1985年アメリカテキサス州で「市民と行政の協働」を進める手法として、行政がつくったハイウェイを市民が区間を区切って清掃作業を行ったことが始まりとされています。

◆対象者◆

- ・個人の場合は、20歳以上
- ・団体の場合は、小学生以上で代表者が20歳以上

◆活動内容◆

- ・活動区域の清掃
- ・活動区域の除草
- ・活動区域の植栽など

¹ 綾瀬市 HP (<http://www.city.avase.kanagawa.jp/hp/page000009500/hpg000009437.htm>)

2.2 栃木市「道路等のアダプト」制度²

身近な公共空間である道路、河川、公園等において、市民の皆様ボランティアにより清掃、除草等の美化活動を行っていただき、市がその活動を支援することにより、市民協働による維持管理を行う制度です。

事業の流れ

- (1) 届出者は「活動者届出書」を市へ提出します。
- (2) 市は「活動者届出書」を受付後、審査を行います。
- (3) 届出者と市長は活動の合意書を取り交わします。
- (4) 市の担当と活動の打合せを行います。
- (5) 市は用具類の提供及び貸与をします。
- (6) 美化活動を行っていただきます。
- (7) 活動報告書を市へ提出していただきます。

届出者

- ・自治会、商店会、企業等や任意の団体及び個人になります。

対象となる場所

- ・市長の指定する道路、河川、公園等から選んでもらいます。

活動の条件

- ・3名以上の団体で行います。(ただし、公園については個人も可です。)
- ・道路、河川の区域については道路の交差点から交差点まで、面積においては500㎡以上を概ねの基準とします。

活動に必要な用具類は、市がお渡しします。

- ・ごみ袋、軍手、かま、その他活動に必要な用具類は提供又は貸与いたします。

万一事故が発生したら

- ・万一、事故が発生した場合は、市が加入した保険により対応します。

年に1回、活動報告書の提出をお願いします。

- ・毎年4月末までに、簡単な活動報告書を提出していただきます。

² 栃木市 HP (<http://www.city.tochigi.tochigi.jp/hp/page000002000/hpg000001152.htm>)

2.3 東京都稲城市三沢川親水公園『フラワーフレンドズ榎戸』³

- ・活動場所：三沢川親水公園内の花壇



三沢川親水公園の写真



現在の様子

- ・活動内容
花壇の水やり、雑草とりなど
- ・活動人数：24人

- ・会の発足の経過

稲城榎戸土地区画整理事業による、三沢川と一体となった公園整備にあたり、市民の方々にアダプト制度を活用して、管理して頂くことを目的にこの花壇を設置しました。このため、この花壇を今後アダプト制度により、管理をして頂く方を募集するために、地元矢野口自治会の協力のもと、平成19年9月16日に花を植えるイベントを開催致しました。

当日は、周辺の住民、矢野口自治会役員、第三中学校の生徒、いなぎ緑化推進会、稲城市民憲章推進協議会の方々が参加され花壇の花植えが完了しました。

後に、参加者により『フラワーフレンドズ榎戸』が結成され、現在に至っております。



³ 稲城市 HP

(<http://www.city.inagi.tokyo.jp/kurashi/midori/adopt/katudoujyoukyou/yanokuchi/enokido/index.html>)

2.4 白川里親協定（アダプト制度）⁴

熊本河川国道事務所河川管理課◎森田晃司○池田洋

1. 目的

人々の環境への関心が高まる中で河川においても自分たちの川は自分たちの手で守り育てようという意識が強く見られるようになり、国においてもこれを積極的に支援していこうということでアダプト制度が始まりました。

白川水系で最初に里親制度が締結されて2年が経過した現在、白川水系にみられる「しらかわ里親協定」における現状を検証し、今後の里親協定の発展に寄与することを目的とするものであります。

2. 里親協定について

①里親協定とは

アダプト制度とは日本語で養子を意味し、道路と養子縁組をし、地域の道路は地域住民自らの手で快適にしていこうとの趣旨で、1985年アメリカのテキサス州でスタートしました。日本では2000年(平成12年)から、道路については「ボランティア・サポート・プログラム」、河川については「里親協定」と言葉を変えて全国の道路、河川において協定の締結が始まりました。

②里親と国、地方公共団体との関わり

里親は、国及び地方公共団体と里親協定を締結した後は、河川の美化活動を実施することになりますが、国や地方公共団体は里親協定地区にプレートの設置、河川美化に必要な用具の貸し出しなどのサポートを実施することとなります。



⁴ 九州地方整備局 HP (<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-event/kenkyu/pdf/i-12.pdf>)

③里親協定の締結条件

河川美化を目的としている団体ならば特に縛りはありません。ただし、営利を目的としている団体とは締結できません。

④里親協定の締結状況

九州地方建設局管内で現在里親協定を締結している直轄河川は20河川のうち4河川で、当事務所では白川において5団体と協定を締結しています。



⑤里親の活動状況

河川の清掃を主に、堤防沿いに桜の木を植えたり、手長エビの放流を行う等、川に親しむ活動も行っています。



3. 里親協定の問題点

本来里親制度とは、河川環境への関心が高まる中で、自分たちの河川は自分たちできれいにしていこうという活動に対して、国や地方公共団体としても補助者としてサポートしようとの趣旨で発足したものであり、本来のボランティアという趣旨からすれば里親制度がなくても河川美化活動は可能です。

しかし、団体によっては里親協定を締結すること自体が目的となっている団体や、苦情や要望の提言団体となる傾向もあります。

そのため、里親協定の締結にあたっては、河川美化は本来自発的に実施するもので、里親制度はその活動等をサポートするものにすぎないということを十分に理解してもらい、必要以上に国や地方公共団体のサポートをあてにされたり、苦情や要望の提言団体にならないように注意する必要があります。また、河川の清掃と活動報告を義務づけているので、これが自発的な活動の支障となったり、負担と感じないようにフォローする必要があります。

4. 今後の方針

①里親協定の充実

- ・河川情報の積極的な提供

里親協定をさらに拡大するために河川の現況、イベント等さまざまな情報を提供し、河川に対してもっと関心をもってもらおう。

- ・里親会議の開催

里親間で情報交換する場を設け、今後の活動への参考としてもらうとともに刺激材として、いい意味での競争意識をもってもらおう。

②里親協定のPR

- ・里親協定は締結していないが、ボランティアで除草等を行っているところがあるので、里親協定について紹介を行う。
- ・里親活動の励みになるよう、里親の活動についてHP等を利用して紹介する。

③活動中の事故への対応

- ・現在の里親協定は、自己責任が原則で、活動時の事故についても自分たちで対処することになっています。しかし、万一事故が発生した時に自己責任の原則に基づき、国や地方公共団体が何もしないということであれば、里親協定の発展は難しいと思われます。今後、事故が発生した場合、国や地方公共団体がどの程度バックアップできるかの検討も必要と思います。

5. まとめ

里親制度は、河川環境の向上に意欲的な団体が活動しやすくなるようサポートしたり、そういう活動の輪を広げていくための制度です。今後は里親制度の発展に努める中で、地域住民の河川への関心や美化意識の更なる向上を図り、環境だけでなく、除草や河川に関する情報の提供といった管理面への積極的な参加がなされるような形ができればと思います。

2.5 福岡県クリーンリバー推進対策事業⁵

福岡県では河川の清掃、除草などの河川愛護活動を行っているボランティア団体を支援しています。また、企業等にも参加を呼びかけ、河川等の環境保全や美化を行う「企業協働河川愛護事業」にも取り組んでいます。

クリーンリバー推進対策事業

福岡県では河川の清掃、除草などの河川愛護活動を行っているボランティア団体を支援しています



 福岡県土木部河川課

平成19年

⁵ 福岡県 HP (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a07/kasenaigo.html>)

あなたも河川愛護活動（ボランティア活動）に参加してみませんか

河川愛護団体（ボランティア団体）は、活動区間を決めて、支援制度に登録して頂き、福岡県（土木事務所）から支援を受けながら、定期的に清掃・除草などの河川愛護活動を行います。



市町村は、河川愛護団体と、福岡県（土木事務所）との連絡や、団体の方々へ情報提供を行います。

福岡県（土木事務所）は、団体の方から申請を受けて、報償費・需用品の支給、傷害・賠償責任保険への加入及びアダプト・サインの設置を行います。